

## 1 本校の方針

「人格の育成」を教育目標に掲げ、21世紀を担う人材の育成のため、本校の歴史と伝統を踏まえ、校訓「責任・努力・友愛」の精神を日々の指導の中に生かし、社会の変化や様々な困難に対して、主体的に解決していくことのできる、世界にはばたく心豊かな人づくりに取り組んでいる。全校生徒が生命の尊厳、他人を思いやる心や感動する心などを養い充実した学校生活を送ることができるよう、教職員が生徒とともに、いじめを許さない学校づくりを強力に推進する。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図るとともに、早期発見に取り組み、いじめを認知した場合には適切かつ迅速に解決するために、学校いじめ防止基本方針を定める。

## 2 基本的な考え方

本校は明治45年加古郡立高等女学校として創立し、平成24年度には創立100周年を迎えた伝統校である。女学校の時代には「良妻賢母」を、高等学校においては「人格の育成」を教育目標に地域からの信頼を集めてきた。

本校は、基礎基本の徹底に努め、一人一人を大切に、個性や創造力を伸ばす教育の充実を図り、規律ある学校生活や活力ある学習活動を推進している。また、特別活動も活発で文化部、運動部を問わず全国大会に数多く出場している。また、ボランティア活動にも積極的に地元関係機関と連携した加古川河川敷清掃などに取り組んでいる。

いじめについては、「いじめはどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、「いじめを許さない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

## 3 いじめの防止等の指導体制、組織的対応等

### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を効果的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する関係者により構成される教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通して、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

また、職員・保護者・学校評議員の意見をもとに、指導計画を年度毎に見直し、PDCAサイクルに従って指導の改善を図る。

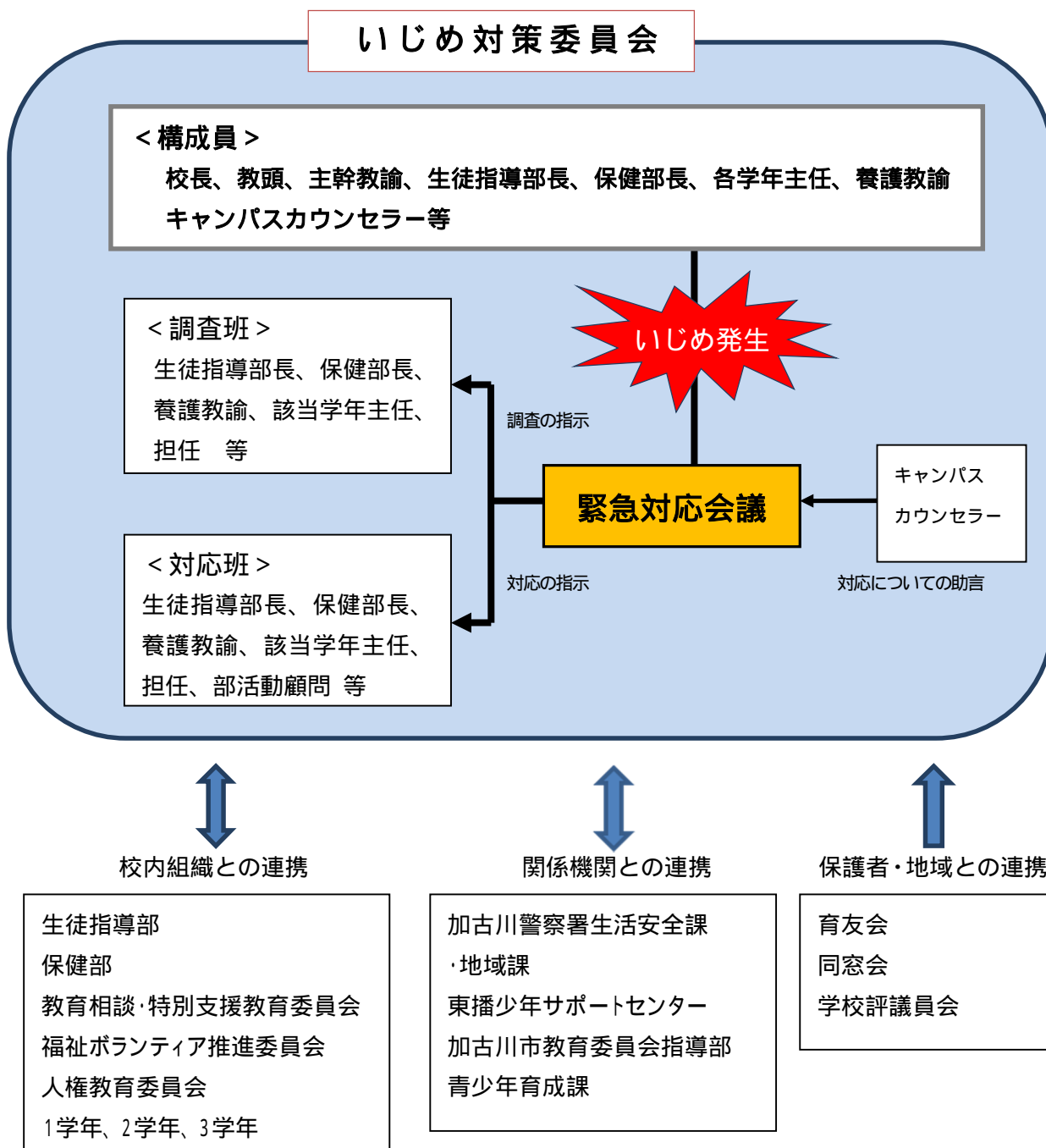
### (3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、いじめの解決を迅速に行うための組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

いじめ対策委員会の役割

いじめ問題は、教職員が一人で抱え込むのではなく、「いじめは決して許されない」という強い意志のもと、学校全体で組織として取り組まなければならない。  
 「いじめ対策委員会」はその取組の中心となり、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。また、学期に1回開催し、生徒情報の把握に努める。



**いじめが起こりやすい・起こっている集団**

- 1 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 2 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 3 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- 4 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- 5 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 6 \* 生徒の行動や発言に対して、ざわついたり、失笑が起こったりする

**いじめられている生徒**

- 7 一人でいることが多い
- 8 遅刻・欠席が多くなる
- 9 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 10 いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 11 おどおど、びくびく、にやにやしている
- 12 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- 13 班編成の時に孤立しがちである
- 14 トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 15 持ち物や机に落書きをされる
- 16 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 17 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 18 ケガをすることが多く、その状況と本人が言う理由が一致しない

**いじめている生徒**

- 19 あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 20 教職員によって態度を変える
- 21 グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 22 教職員の指導を素直に受け取れない
- 23 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 24 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 25 他の生徒に対してきつい言葉をつかう

\* : 本校独自のもの

# 年間指導計画

別紙 3

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	
4月	いじめ対策委員会 指導方針・計画作成	入学前の中学校との情報交換		
		学級づくり	個別面談	
		サイバー犯罪防止講演会		
5月	保護者向け啓発	職員研修会		
		生徒指導部長講話	授業公開	
6月	事 案 発 生 時  い じ め 対 策 委 員 会  職 員 会 議		いじめアンケート	
7月		生徒指導部長講話		
			三者面談	
8月				
9月		生徒指導部長講話	個別面談	
		カウンセリング・マインド研修会		
10月			授業公開	
11月				
		人権学習	いじめアンケート	
12月		生徒指導部長講話		
		地域清掃		三者面談
1月				個別面談
2月				
3月	いじめ対応チーム 本年度のまとめ	生徒指導部長講話		

### 職員会議等

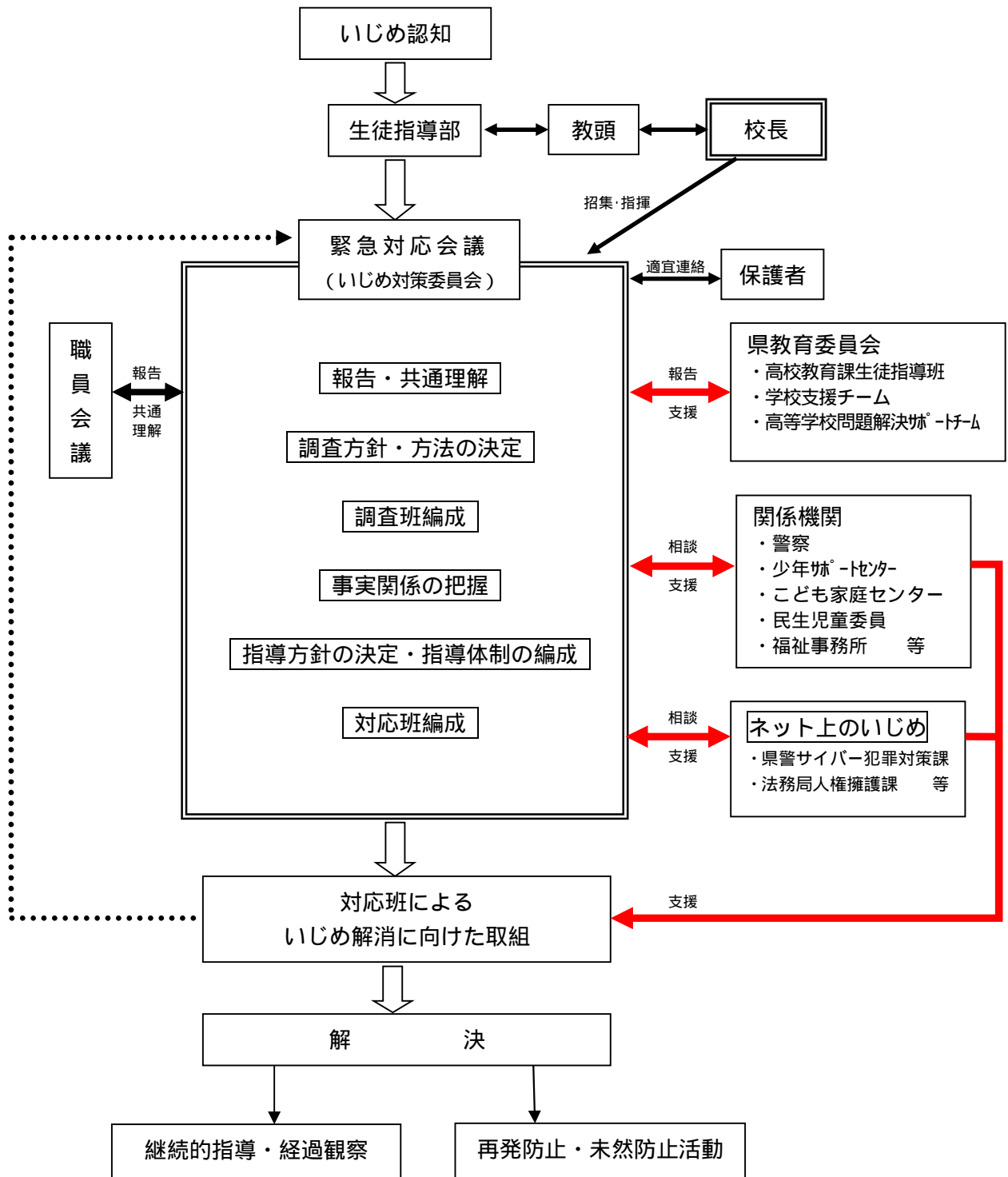
- ・ 毎月の職員会議で要配慮生徒について報告し、全職員で情報を共有する。
- ・ いじめ対策委員会は、キャンパスカウンセラーを交え学期に一回、生徒の情報交換、要配慮生徒の観察などについて協議する。

### 未然防止に向けた取組

- ・ 入学前に中学校との情報交換をする。
- ・ いじめを許さない学校づくりを進める。
- ・ 年間を通じて、登校時のあいさつ運動を実施する。
- ・ 下校時の声かけ運動を実施する。
- ・ 地域活動やボランティア活動への参加を推進し、社会性の育成を図る。

### 早期発見に向けた取組

- ・ いじめアンケートを年2回実施する。
- ・ 個別面談だけではなく、全教職員が、生徒の日常の微妙な変化に注意を払う。
- ・ 利用しやすい教育相談の実施に努める。



被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。

- ・いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。
- ・必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。

双方の保護者に説明をする。

双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。